

# 越谷市入学準備金貸付制度 募集要項

越谷市教育委員会  
教育総務部教育総務課

越谷市では、令和7年4月に高等学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程）等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金をお貸しいたします（無償ではありません。卒業した年の10月から返済が開始します。）。

\*本制度は、合格発表前でも申請できます

## 1. 申請要件 次のすべての要件を満たす方です。申請後に審査があります

### 申請者 (借受人となる方) の要件

- (1) 越谷市に住民登録があり、かつ住民登録地に居住している保護者であること
- (2) 入学準備金の調達が困難な保護者であること（生計が同一の方全員の前年所得金額の合計が基準額\*未満であること）

\*基準額の目安（あくまで目安であり、構成員の年齢等により基準額は異なります）

家族構成	所得	*申請後に、申請者の家族構成や社会保険料、その他一般控除額などの詳細を調査したうえで審査を行います *所得は、課税証明書等における所得金額(収入から必要経費を引いたもの)です
父または母・子1人(中学生) 計2人	約440万円	
父または母・子1人(高校生) 計2人	約410万円	
父・母・子1人(中学生) 計3人	約520万円	
父・母・子1人(高校生) 計3人	約490万円	
父・母・子2人(中学生・小学生) 計4人	約590万円	
父・母・子2人(高校生・中学生) 計4人	約580万円	
父・母・子2人(大学生・高校生) 計4人	約550万円	

- (3) 越谷市入学準備金(本制度)の貸付けを受けている者の連帯保証人でないこと
- (4) 生計が同一の方全員が市・県民税を完納していること
- (5) 本制度の貸付けを受けている方にとっては、その返済を怠っていないこと（市長が特に認める場合を除く）
- (6) 要件を満たす連帯保証人を立てられること  
\*借受後に連帯保証人が欠けた場合は、別の連帯保証人を立てていただきます。

### 連帯保証人 の要件

- (1) 越谷市内に住民登録があり、かつ現に引き続き1年以上市内に居住していること  
\*市内に連帯保証人となりうる方がいない場合には、別途ご相談ください。
- (2) 成年で、独立して生計を営んでいること
- (3) 債務を保証できる能力があること(市県民税の均等割・所得割の両方課税)
- (4) 市・県民税を完納していること
- (5) 破産の宣告を受けていないこと
- (6) 申請者と同じ住所でないこと
- (7) 現に本制度の連帯保証人となっていないこと

連帯保証人は借受人と同等の責任があり、同じ債務負担義務が生じますので、申請前に十分な説明をしていただき、了解を得てください。

**2. 貸付限度額** 生徒1人につき、次の額を限度とします。貸付金は無利子です。

区 分		金 額
高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)、 特別支援学校の高等部	私立	500,000円以内
	公立	300,000円以内
大学、短期大学、専修学校(専門課程)		800,000円以内

**3. 申請期間**

第1回：令和6年10月 1日(火) ～ 10月21日(月)

第2回：令和7年 1月 6日(月) ～ 1月27日(月)

**4. 申請手続き**

**窓口書類を提出して申請する場合**

**【提出する書類】**

- (1) 入学準備金貸付申請書(第1号様式)
- (2) 家庭調書(第2号様式)
- (3) 推薦書(第3号様式)<sup>※2</sup>
- (4) その他貸付の審査のために必要な書類(以下の表<sup>※1</sup>に該当する場合のみ)

**【提出先(事前予約制)】**

上記書類をすべて揃え、**事前予約**のうえ、申請期間内に越谷市教育委員会教育総務課(市役所第二庁舎3階)へ直接提出してください。

事前予約：048-963-9280

受付時間：午前8時30分～  
午後5時15分(平日)

\*申請書等の内容確認を行いますので、原則、申請者本人が窓口にお越しください。申請者の来庁が難しい場合は、別途ご相談ください

\*書類に不備等がある場合は受付できませんので、日程に余裕をもって申請してください

**電子申請と郵送により申請する場合**

**【申請方法】**

- ① 以下の二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。



〈越谷市電子申請・届出サービス〉

[https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=85713](https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85713)

- ② 申請期間内に以下の書類を郵送してください
  - (1) 同意書(申請者・連帯保証人)
  - (2) 推薦書(第3号様式)<sup>※2</sup>
  - (3) その他貸付の審査のために必要な書類(以下の表<sup>※1</sup>該当する場合のみ)

郵送期限：第1回申請は令和6年10月21日(月)  
第2回申請は令和7年1月27日(月)  
までの消印有効

送付先：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1  
越谷市教育委員会 教育総務課 宛

- ③ 越谷市教育委員会教育総務課から申請者の方に電話で申請内容の確認等をさせていただきます。

\*上記②の書類の送付がない場合や、③で電話連絡がとれない場合は申請を受けられません。必ず平日の日中に電話がつながるようご対応をお願いします。

※1 「その他貸付の審査のために必要な書類」については以下の表に該当する場合に提出してください

	追加提出書類
申請者、申請者と生計が同一の方、連帯保証人のいずれかが令和6年1月2日以降に越谷市に転入された場合	令和6年1月1日に住民登録をしていた市区町村が発行する「課税証明書および住民税納税証明書」
申請者と住民票上同一世帯の方以外に、生計が同一の方がいる場合	「同意書(申請者と生計が同一の方(同一世帯の方を除く))」
推薦書(第3号様式)の作成が困難な場合	推薦書の代わりとなる大学入学資格試験の合格に関する証明書類 <sup>※2</sup>

※2 推薦書、推薦書の代わりとなる大学入学資格試験の合格に関する証明書類は、在 schools または出身校に作成を依頼してください

## 5. 貸付決定

貸付けの可否は、越谷市入学準備金貸付審査会の審査に付したうえで決定します。  
貸付けができない場合もありますので、ご了承願います。

審査結果は、第1回申請の方は11月中旬、第2回申請の方は2月中旬に申請者あてに郵送します。

## 6. 借受手続き

審査の結果、貸付決定を受けて借り受ける方は、進学先の確定後、連帯保証人と同席のうえ、教育総務課の窓口にて借受手続きをしていただきます(郵送や電子申請は不可)。

\*借受手続きには、入学者の入学決定を証明する書類、借受人および連帯保証人の実印・印鑑登録証明書、収入印紙、振込先の預金通帳、本人確認証明書等が必要となります。詳細については、別途、審査結果に同封する書類にてご案内いたします。

## 7. 貸付金の振込み

貸付金の使途は以下のとおりです。

入学金、初年度に要する授業料、入学時に納入すべきこととされている費用、制服・教科書等の購入費用等

貸付金は、借受手続き完了後、概ね2週間程度でご指定の口座へ振込みます。ご希望の期日に振込みが間に合わない場合がありますので、ご了承願います。

\*貸付金の振込みを年内に必要なとされる方は、12月10日頃までに借受手続きを行わないと、年内の振込みに間に合いませんのでご注意ください。

《参考：貸付時期の目安》

- ・第1回で貸付決定を受けた方 → 令和6年12月上旬から
- ・第2回で貸付決定を受けた方 → 令和7年 3月上旬から

## 8. 入学後の手続き(在学証明書の提出)

入学希望者が進学先の学校に入学しましたら、進学先の学校から「在学証明書(1通)」を発行していただき、越谷市教育委員会教育総務課へ提出していただきます(持参または郵送)。

## 9. 貸付金の返済

入学した方が卒業してから6か月を経過した後、5年以内に、年賦または半年賦のどちらかで返済していただきます。

- (1) 年賦の場合は、10月末日の年1回払いとなります。
- (2) 半年賦の場合は、10月末日及び翌年3月末日の年2回払いとなります。
- (3) 納付方法は、市指定金融機関における納付書を用いた窓口納付となります。

### \* 返済の例

〈年賦：年1回(10月末日納入期限)、計5回払い〉

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
2回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
3回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
4回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
5回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円

〈半年賦：年2回(10月末日・3月末日納入期限)、計10回払い〉

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
2回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
9回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
10回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円

\*繰り上げ返済も可能です。希望される場合は、別途ご相談ください。

\*納入期限(納付書に記載)までに納付がない場合は、貸付を受けた方へ督促等を行います。また、督促後も納入がない場合は、連帯保証人への督促や、市が委託する弁護士法人からの催告等を行う場合がありますので、期限内に返済できるよう計画的にご準備をお願いいたします。

## 10. 貸付金の全額一括返済となる場合

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を即時に返済していただきます。

- (1) 越谷市から他の市区町村に転出したとき
- (2) 貸付金を入学準備金の用途以外に使用したとき
- (3) 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき
- (4) 貸付金の返済を故意に怠ったとき

### 【問合せ先】

越谷市教育委員会 教育総務部 教育総務課 (市役所第二庁舎3階)

048-963-9280 (直通)